

簡易公募型指名競争入札（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 6年 9月27日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	I-1 消化タンク消化汚泥収集処分業務		
業務場所	東宇治浄化センター		
契約期間	令和6年11月6日 ～ 令和7年3月21日 136日間		
業務概要及び条件	I-1 消化タンク消化汚泥収集処分業務 ① I-1 消化タンク消化汚泥収集 一式 ② 消化汚泥運搬処分 一式		
予定価格	¥59,950 /t (税込)	最低基準価格	¥41,000 /t (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～③のすべてを満たすこと。＜単体業者又はJV＞ ①参加資格者名簿登録 ②産業廃棄物処分業許可（処分地＝汚泥） ③産業廃棄物収集運搬業許可（京都府＝汚泥、処分地＝汚泥）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和6年10月9日(水) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和6年10月30日(水) 場 所 宇治市役所 西館 4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」及び「注意事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和6年 9月27日（金）午前9時から
令和6年10月17日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

注 意 事 項

1. 委託概要

本委託は東宇治浄化センター内で発生する消化汚泥を産業廃棄物の処分先へ搬出処分するものである。なお、見込量は80t/年程度であるが、あくまで見込であり、発注を確約するものではない。

2. 委託業務の所在地および名称

宇治市木幡北島10番地
宇治市東宇治浄化センター

3. 搬出先

本業務における消化汚泥は、処理場で中間処理・最終処分を行うこと。
なお、処理処分に要するすべての費用は、委託料に含まれるものとする。

4. その他

その他詳細は、別紙仕様書を参照のこと。

5. 注意事項

- ① 見積決定後、処理方法について資料を提出し、承認を受けること。
- ② 現地確認を希望する場合は、事前に東宇治浄化センターの了承を得ること。

6. 参加表明に際して

① 単体業者

- ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類3. から7. までを添付すること。

② 共同企業体

- ・本業務を複数の者で履行する場合（例：運搬はA社、処分はB社）には共同企業体（構成員は何者でも構わない）として参加表明すること。
- ・共同体の構成員は、すべての者が宇治市の参加資格者名簿登録を有すること。
- ・参加表明の際には、参加表明書に記載の添付書類1. から7. までのすべてを添付すること。

I - 1 消化タンク消化汚泥収集処分業務

仕様書

宇治市上下水道部

水管理センター

第1章 共通事項

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「I-1 消化タンク消化汚泥収集処分業務」の契約において適用する。

(仕様書)

第2条 本仕様書は、契約書によるほか細部に係る事項を示す。

(業務期限)

第3条 本業務の期限は、令和7年 3月21日までとする。なお、業務実施日は30日前までに本市が通知するものとする。

(業務数量)

第4条 本業務の収集処分数量は、消化汚泥（以下「汚泥」）総量約80トンを予定している。ただし、数量に増減があっても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

(業務場所)

第5条 本業務の所在地及び施設名は次のとおりである。

所在地	宇治市木幡北島10番地
施設名	東宇治浄化センター

(収集処分計画)

第6条 受注者は発注者と協議のうえ計画を策定し発注者の承諾を得るものとする。

(産業廃棄物管理票の適用)

第7条 本業務は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を適用する。

- 1) 汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同法施行令第2条の産業廃棄物のうち、「汚泥（有機性汚泥）」とする。
- 2) 本業務では、電子マニフェストを使用し処分状況の確認を行うものとする。
- 3) 電子マニフェストの受渡確認票は発注者が用意する。
- 4) 電子マニフェストの「数量の確定者」は受注者とする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の請求は、業務完了後に単価契約に基づき委託数量（業務出来高トン数量、小数第2位まで）に応じて請求するものとし、支払いは銀行振込一括払いとする（振込先明示のこと）。なお、本委託料は、収集運搬から最終処分又は再生完了までに必要な費用の全てを含むものである。

(書類等の提出)

第9条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出するものとする。

- 1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し (契約締結時)
- 2) 産業廃棄物処分業許可証の写し (契約締結時)
- 3) 電子マニフェストの加入者番号及び公開確認番号 (契約締結時)
- 4) 着手届 (契約締結後5日以内)
- 5) 現場代理人通知書 (契約締結後5日以内)
- 6) 主任技術者通知書・経歴書(搬出・処分) (契約締結後5日以内)
- 7) 運搬車両通知書 (契約締結後5日以内)
- 8) 運搬経路通知書 (契約締結後5日以内)
- 9) 処分場承諾届 (契約締結後5日以内)
- 10) 業務完了届 (業務完了時)
- 11) 業務出来高報告書 (業務完了時)
- 12) その他担当職員が指示するもの (随時)

(受注者の負担及び損害の補償)

第10条 本仕様書に定める他、下記に掲げる費用は受注者の負担とする。

- 1) 本仕様書に明記されていない軽微な事項に関する費用
- 2) 受注者が電子マニフェストを運用するために必要な費用
- 3) 東宇治浄化センター及び第三者に損害を与えた場合の補償費用
- 4) 業務遂行上必要な届出に関する費用
- 5) 受注者の責による契約解除時の処理されない産業廃棄物の処理費用
- 6) 第18条にかかる費用

(再委託等の禁止)

第11条 本業務の履行について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得て法令の定める委託基準に従い再委託するときは、この限りではない。

(その他)

第12条 収集運搬作業が、東宇治浄化センターでの工事等と競合する場合は、発注者の指示に従い、作業を円滑に行うものとする。

- 2 本仕様書の内容に変更が生じる場合は、発注者と受注者でその対応を協議するものとする。

第2章 収集運搬業務区分

(業務概要)

第13条 本業務は、東宇治浄化センターI-1消化タンク内の消化汚泥を吸引収集し、処理処分又は再生場へ運搬するものである。

(産業廃棄物収集運搬業の許可)

第14条 本業務の遂行には、契約時に有効な京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業の範囲に「汚泥」を含む)を受けているものとする。なお、業務期間内に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(荷姿及び運搬車両)

第15条 汚泥の荷姿はバラである。収集運搬車両は強力吸引車とし、詳細は次のとおりとする。

- 1) 呼称10トン、最大積載重量9トン以上の車両
- 2) 道路運送車両法に定める検査に適合し、検査後改造していない車両

(収集・運搬過程における積替え保管)

第16条 本業務では汚泥の積替えを認めない。

(運搬場所)

第17条 汚泥の運搬場所は次のとおりである。

所在地 ----- 別紙2のとおり -----
名称 ----- 別紙2のとおり -----

(収集運搬作業内容)

第18条 本業務は、第6条の計画により策定された日時に、消化タンクマンホールから汚泥を強力吸引車にて空になるまで収集し、運搬するものである。

- 2 消化タンク内での汚泥吸引作業は全て受注者が行うこととする。また、作業に必要な電源・器具も全て受注者が負担するものとする。
- 3 作業を始めるにあたっては、受注者が消化タンク内の換気を行い、酸素濃度を測定して作業場所の安全を確認した上で作業を行うものとする。作業者は転落防止用に墜落静止用器具及びエアラインマスク等の保護具を必ず着用させることとする。
- 4 消化タンク内には照明がないため、受注者が仮設照明を設置し作業を行うものとする。
- 5 本仕様書に定めのないもので、作業者の安全確保のため必要な措置があれば受注者の負担にて実施するものとする。

- 6 受注者は汚泥吸引時にあわせて高圧洗浄にて消化タンク内部階段及び底部の洗浄を行うものとする。なお、洗浄水は必要に応じて発注者が処理水を支給するものとし、洗浄後の排水は汚泥と共に吸引し収集するものとする。
- 7 作業日ごとに収集作業後は、周囲の清掃を行い、汚泥の散乱及び悪臭の防止に努めることとする。

(汚泥運搬要領)

- 第19条 運搬に際しては、道路交通法・産業廃棄物運搬基準等、関連諸法規を遵守すると共に、汚泥の飛散・落下を防止するため、適切な処置を施すものとする。万一汚泥の落下等により道路・施設を汚した場合は、直ちに清掃消臭作業を行うこととする。
- 2 運搬先までの運搬経路を提出し、発注者の承諾を受けることとする。
 - 3 運搬量の計量は、運搬ごとに一般計量事業所にて汚泥の重量を計量し、委託料請求時に計量証明書（計量伝票）を発注者に提出するものとする。
 - 4 運搬終了後、電子マニフェストにて運搬終了報告をするものとする。

(汚泥運搬に関する責任)

- 第20条 受注者は、汚泥の収集が完了した時から、汚泥の運搬に関する全ての責任を負うものとする。

第3章 処理処分業務区分

(業務概要)

第21条 本業務は、東宇治浄化センターから運搬された汚泥を処理処分又は再生するものである。

(産業廃棄物処分業の許可)

第22条 本業務の遂行には、契約時に有効な処理施設所在地の府県市の産業廃棄物処分業の許可(事業の範囲に「汚泥」を含む)を受けているものとする。なお、業務期間内に有効期間が切れる場合は、業務期間完了日まで有効な許可を受け、速やかに許可証の写しを発注者に提出することとする。

(収集・運搬)

第23条 本業務にかかる処理処分又は再生場への運搬は、京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた下記の業者が当たるものとする。

収集・運搬業者所在地 ----- 別紙1のとおり -----
収集・運搬業者名称 ----- 別紙1のとおり -----

(汚泥の処分又は再生に関する責任)

第24条 受注者は、汚泥の搬入に関する必要な手続きを完了した時から、汚泥の処分又は再生に関する全ての責任を負うものとする。

なお、処分(再生)終了後に、電子マニフェストにて終了報告を行うものとする。

(産業廃棄物税)

第25条 最終処分する際の「産業廃棄物税」は、本委託料に含まれるものとする。

第4章 特記事項

(東宇治浄化センター消化汚泥収集処分業務委託契約にかかる業務履行区分)

第26条 業務委託契約の締結時において、下記の業務履行区分を厳守するものとする。

1) 収集運搬業務区分履行者

所在地 ----- 別紙1のとおり-----

名 称 ----- 別紙1のとおり-----

2) 処理処分業務区分履行者

所在地 ----- 別紙2のとおり-----

名 称 ----- 別紙2のとおり-----

収集運搬業務区分履行者

本様式に産業廃棄物収集運搬業許可証（写し）を添付すること。

名 称	
所在地	
電話番号	
F A X	

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

処理処分又業務区分履行者

本様式に産業廃棄物処分業許可証（写し）を添付すること。

名 称	
所 在 地	
処理能力	
電話番号	
F A X	
最終処分 (予定)	別紙3のとおり

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

最終処分地（予定）

名 称	
所 在 地	
処理方法	
処分能力	
電話番号	
F A X	